

酒田市と株式会社荘内銀行との 地方創生の推進と市民サービスの向上に向けた包括連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）と株式会社荘内銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の推進と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、人口減少を抑制し地方創生を実現するため、甲及び乙が相互に連携を図り、それぞれが保有する資源・情報等を有効に活用し、地方創生の推進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

- （1）産学官金の連携促進に関すること
- （2）地域産業や観光の振興に関すること
- （3）地域のSDGs推進に関すること
- （4）地域の脱炭素や再生可能エネルギーに関すること
- （5）地域のデジタル化の推進に関すること
- （6）酒田市の関係人口の創出に関すること
- （7）その他の地方創生の推進及び市民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を推進するにあたって、事業者その他団体との連携が図られるように努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知りえた相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様に更新するものとする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙が協議の上、変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月21日

甲 山形県酒田市本町2丁目2番45号
酒田市
酒田市長 矢口 明子

乙 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
株式会社 荘内銀行
代表取締役頭取 佐藤 敬